

认定区分及希望利用的设施是？

にんてい くぶん りよう しせつ
認定区分と利用したい施設は？

※详情请咨询所在市町村。

※詳しくは、住んでいる市町村に聞いてください。

	1号认定 (3~5岁) ごうにんてい さい 1号認定 (3~5歳)	2号认定 (3~5岁) ごうにんてい さい 2号認定 (3~5歳)	3号认定 (0~2岁) ごうにんてい さい 3号認定 (0~2歳)
希望在幼儿园等接受教育的情况 ようちえんとう きょういく きぼう ばあい 幼稚園等での教育を希望する場合	○		
有必须申请保育的理由，希望利用保育所等的情况 ほいく ひつよう じゆう ほいくしょう きぼう ばあい 保育を必要とする事由があり、保育所等を希望する場合		○	○
幼儿园 ようちえん 幼稚園	○		
保育所 ほいくしょ 保育所		○	○
认定儿童园 にんてい えん 認定こども園	○	○	○
地区型保育 ちいきがた ほいく 地域型保育			○

必须申请保育的理由是？

ほいく ひつよう じゆう
保育を必要とする事由とは？

※部分私立幼儿园不在新制度更新范围之内，利用时仍按原有规则办理手续。

※私立幼稚園には新制度に移行しない幼稚園もあり、その利用は、いままでと手続きは変わりません。

工作 しゅうろう 就労	求职 きゅうしよくかつどう 求職活動
怀孕、生育 にんしん しゅつさん 妊娠、出産	上学 しゅうがく 就学
监护人生病、有身体障碍 ほごしゃ しゅっぺい しょうがい 保護者の疾病、障害	在育儿假休假期間既已接受保育，并有必要继续利用的情况。 いくじ きゅうぎょうちゅう すで ほいく りよう 育児休業中に既に保育を利用している けいぞくりよう ひつよう ばあい て継続利用が必要な場合
照料、看护亲人 しんぞく かいご かんご 親族の介護・看護	担心遭受虐待或家庭暴力 ぎゃくたい おそ 虐待やDVの恐れ
灾后重建 さいがいふつきゅう 災害復旧	其他，得到市町村认可的情况 た しちょうそん みと ばあい その他、市町村が認める場合

AIA: Akita International Association 公益財団法人 秋田県国際交流協会

咨询电话

018-884-7050

公益財団法人 秋田県国際交流協会
 (AIA: Akita International Association)
 〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン1階
 秋田市中通2-3-8 ATORION1楼
 【电话号码】018-893-5499 【传真号码】018-825-2566
 【主页】http://www.aiahome.or.jp
 【电子邮件】aia@aiahome.or.jp
 【开馆时间】月(周一)~金(周五)、第3土(第三周六)/9:00-17:45



中文
 生活信息杂志
 第15号
 免费!

せいかつしょうほう し
 生活情報誌
 えいあいえい!!!

《目录》

- P. 1 儿童和育儿援助新制度
 - P. 2~3 新制度适用的设施 利用流程
 - P. 4 认定区分和希望利用的设施 保育的必要理由
- 《目次》
- P. 1 子ども・子育て支援新制度 利用の流れ
 - P. 2~3 新制度で利用できる施設 保育を必要とする事由
 - P. 4 認定区分と利用したい施設

“儿童和育儿援助新制度” 将于2015年4月开始实施!

こ こそだ しえんしんせいど へいせい ねん がつ ほん
「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に始まります!

为了解决儿童及育儿方面的各种问题，制定了“儿童和育儿援助法”。

在此法律和相关法律基础上，将开始实施“儿童和育儿援助新制度”。目的是为了进一步充实和加强幼儿期的学校教育、保育，以及地区育儿援助。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を一層充実していく「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度的目的？

なん しんせいど
何のための新制度？

1. 力求更好地利用将幼儿园和保育园的优点集合于一身的“认定儿童园”。
2. 为了使更多想去保育园的儿童都能够利用。
3. 增加对幼儿期的教育、保育和地区育儿等方面的各种援助。
4. 支援儿童减少地方的育儿教育。

1. 幼稚園と保育園のいいところをひとつにした「認定こども園」の利用が進むようになります。
2. 保育園を利用したくても、利用できない子どもを減らします。
3. 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援などいろいろな支援を増やします。
4. 子どもが減ってきている地域の子育ても支援します。



新制度适用的设施？

新制度で利用できる施設は？

※利用新制度時所产生的保育费等，根据监护人的收入，由市町村予以制定。

※新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じて、市町村が定めます。



	儿童年龄 こども ねんれい 子どもの年齢	利用时间 りようじかん 利用時間	可以利用的家长 りよう ほごしゃ 利用できる保護者	设施情况 しせつ どんな施設
幼儿园 ようちえん 幼稚園	3~5岁 さい 3~5歳	早晨~午后 あさ ひる 朝~昼すぎ	没有限制 せいげん 制限なし	为小学入学教育打好基础，进行幼儿期教育的学校。 ※也有实施入托保育的。 しょうがっこういこう きょういく きそ ようじき きょういく おこな がっこう あず ほいく じっし えん 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 ※預かり保育を実施している園もあります。
保育所 ほいくしょ 保育所	0~5岁 さい 0~5歳	早晨~傍晚 あさ ゆうがた 朝~夕方	双职工家庭等，不能在家里进行保育的家长 ともばたら せたい かてい ほいく ほごしゃ 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者	代替因工作等而不能进行家庭保育的家长，提供保育服务的设施。 しゅうろう かてい ほいく ほごしゃ か ほいく しせつ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
认定儿童园 にんてい えん 認定こども園	0~5岁 さい 0~5歳	0~5岁：早晨~傍晚 さい あさ ゆうがた 0~5歳：朝~夕方 3~5岁：早晨~午后 さい あさ ひる 3~5歳：朝~昼すぎ	0~2岁：家长需要接受保育必要性的认定 さい ほいく ひつようせい にんてい う ほごしゃ 0~2歳：保育の必要性の認定を受けた保護者 3~5岁：与家长有无工作无关 さい ほごしゃ はたら はたら 3~5歳：保護者の働いている・働いていないにかかわらず	教育与保育一体化的设施 きょういく ほいく いったいてき おこな しせつ 教育と保育を一体的に行う施設
地区型保育 ちいきがたほいく 地域型保育	0~2岁 さい 0~2歳	※各市町村情况不同，详情请咨询所在地的市町村。 す しちょうそん ちが す しちょうそん き ※住んでいる市町村によって違いますので、住んでいる市町村に聞いてください。		

利用流程

利用の流れ

※在利用认定儿童园时，持1号认定者按蓝色方框所示流程、持2号・3号认定者按照红色方框所示流程进行申请。1号认定以及2号・3号认定的详细内容见背面（第4页）。

※認定こども園を利用する場合、1号認定の場合は青枠、2号・3号認定の場合は赤枠の流れとなります。1号認定および2号・3号認定について詳しくは裏面(4ページめ)をご覧ください。

